

令和6年度
包括外部監査の結果報告書
【概要版】

(テーマ)

子ども・子育て支援施策に関する
財務事務の執行について

令和7年3月

山形市包括外部監査人
阿部 哲

第1章 総論.....	2
第1 包括外部監査の概要	2
1 監査の種類	2
2 選定した特定の事件(テーマ)	2
3 特定の事件を選定した理由について	2
4 包括外部監査の実施期間	2
5 包括外部監査の対象期間	2
6 包括外部監査の方法	2
7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	3
8 利害関係	3
第2 包括外部監査の監査結果	4
1 監査の結果について	4
2 監査結果及び意見の要約リスト.....	4

概要版

この概要版は令和7年3月 18 日付けで作成された「令和6年度包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見」の記載を要約したものです。

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和 22 年4月 17 日法律第 67 号。(以下、「法」という。))第 252 条の 37 第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(テーマ)

子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由について

山形市は、平成 27 年4月から始まる子ども・子育て支援新制度を実現させるため、平成 27 年度を初年度として平成 31 年度までの5か年を一期とした「山形市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第一期計画」という。)を平成 27 年3月に策定し各種事業を実施してきた。

当該計画が令和元年度に最終年度を迎えたことから、第一期計画の検証結果を踏まえ、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第二期計画」という。)を令和2年3月に策定し、具体的な取組を推進しているところである。

子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、今後ますます変化のスピードを加速させていくものと考えられ、当該第二期計画を着実に推進していくためには、毎年、適切な進捗管理を行い、必要に応じて計画を見直していく PDCA サイクルによる計画の進捗管理と評価が重要となってくる。

そのため、第二期計画の実施状況を検証することや、子ども・子育て支援施策が効果的・効率的に実施されているか等について包括外部監査人の立場から検討を加えることは有用であると考え、このテーマを選定した。

4 包括外部監査の実施期間

令和6年4月から令和7年3月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として令和5年度の執行分又は令和5年度末の状況とする。但し、必要と認められた場合、監査対象部局等との協議のうえ、他の年度も監査対象とする。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

① 子ども・子育て支援施策等の財務事務の執行の合规性

子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行が、関連する法令、条例及び規則等に準拠しているかどうかについて

② 子ども・子育て支援施策等の財務事務の執行の経済性、有効性及び効率性

子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行が、経済性、有効性及び効率性の観点から、改善余地がないかどうかについて

(2) 監査手続

- ① 監査対象部局の把握
- ② 監査対象施設の選定
- ③ 関連資料等の閲覧及び所管課へのヒアリングの実施
- ④ 関連する施設等での現地調査の実施
- ⑤ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑥ その他必要とした手続き

7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公 認 会 計 士 阿 部 哲

(2) 補助者

公 認 会 計 士 松 田 卓 也

公 認 会 計 士 小 関 悠 司

公 認 会 計 士 奥 山 直 紀

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

概要版

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘事項	市の各種規程ほか現在の法令等に照らして違反及び不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項及び検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段断りがない場合は、令和7年1月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査結果及び意見の要約リスト

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
第5章 監査の結果(個別事項)			
第1 各事業の検証			
2 待機児童対策事業			
1	(受入定員の変更について) 慢性的に1歳児の受け入れを定員超過として行っている施設については、本事業による上乗せ分の補助金交付ではなく、受入定員の変更で対応していくことも検討されたい。	意見	100
3 認定こども園の運営支援			
2	(実績報告に対する検査・調査について) 実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。補助事業の実績確認については、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認する等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。	意見	101

概要版

3	(書類等審査チェックリスト等の利用について) 市で一定の検査は実施しているが、業務完了時に書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されておらず、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。	意見	102
4 民間立保育所等の大規模修繕の支援			
4	(実績報告に対する検査・調査について) 実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。補助事業の実績確認については、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認するとともに、補助対象事業に係る執行状況について補助申請時の図面や実績報告時の写真等によって確認を行う等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。	意見	105
5	(書類等審査チェックリスト等の利用について) 市で一定の検査は実施しているが、業務完了時に書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されておらず、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。	意見	105
7 保育士確保対策事業			
6	(実績報告に対する検査・調査について) 実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。補助事業の実績確認については、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認する等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。	意見	111
7	(書類等審査チェックリスト等の利用について) 市で一定の検査は実施しているが、業務完了時に書類	意見	111

概要版

	等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されておらず、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。		
8-1 こんにちは赤ちゃん訪問事業			
8	(勤務時間の管理について) 雇上げ保健師に対し、出勤時間等を記録した出勤記録簿を作成していない。雇上げ保健師に対する報償費は、母子保健事業で定めている謝金単価に、従事時間を乗じて算定しているため、従事時間の客観性の担保が重要となることから、出勤記録簿を作成し、従事時間が正確に把握できる体制を講じるべきである。	意見	112
9 児童養護施設「山形学園の運営」			
9	(備品の報告について①) 指定管理者は、仕様書に基づき、毎年度の管理業務の完了後、事業報告書を作成し、市に事業結果を報告しているが、当事業結果の報告の際、年度末の備品の状況について報告が行われていない。指定管理者が購入する備品に関しては、市の財産となることから、市は備品の状況を適切に把握、管理すべきである。	指摘事項	116
10	(備品の報告について②) 市が指定する事業報告書のひな型に、備品台帳等および現品の状況を報告する文面が存在しないことから、事業報告書のひな型に、その文面を追加することが望ましい。	意見	116
12 交通指導員による交通安全指導			
11	(被服の着用期間について) 交通指導員による交通指導業務は、主に屋外での活動であるが、交通指導員の体調等を考慮するためにも、特に着用期間を決めずに個々の交通指導員の判断によることを明記するのが望ましい。	意見	120
14 学校地域との連携協働「学校地域との連携協働事業」			
12	(地域学校協働活動推進員の設置について) 学校運営協議会については、令和5年度末の時点で全小中学校(51校)に設置済みである。一方、地域学校協働活動推進員は37校の設置にとどまっている。市が適任者を	意見	124

概要版

	推薦する等、地域学校協働活動推進員の設置も 100%となるよう努力されたい。		
17-2 移動支援事業(障がい児学校送迎活動費補助事業)			
13	(補助額の単価について) 送迎に関する補助額の単価は、山形県の最低賃金を参考に決定しているが、令和3年度に単価を 800 円に改定して以降、単価の改定が行われていない。送迎事業者に対して、最低賃金以上の適正な報酬額の支払いを実現させるためにも、最低賃金の改定の都度、単価を見直すことが望ましい。	意見	133
18 日常生活支援事業(タイムケア事業)			
14	(事業の見直しについて) 当事業に関しては、令和2年度以降支給実績がなく、また、予算化も行われていない。事業内容自体に需要がないことが想定されるため、想定利用者がより利用しやすい事業内容に変更することを検討するか、他の事業に資源を集中させる目的から事業自体の廃止を検討することが望ましい。	意見	139
20 一時預かり等事業			
15	(実績報告に対する検査・調査について) 実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。補助事業の実績確認については、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認する等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。	意見	145
16	(書類等審査チェックリスト等の利用について) 市で一定の検査は実施しているが、業務完了時に書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されておらず、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。	意見	145
21 ファミリーサポートセンター事業			
17	(要綱に基づく実績報告の一部記載漏れについて) 年度末における実績報告において、一部業務に関して	指摘事項	147

概要版

	事業報告書への記載が漏れていることが確認された。		
18	(会報誌の配布方法の見直しについて) 会員向け会報誌が紙媒体で送付されているが、郵送料の値上げ等がある現状において、市民等への情報発信は電子化が進められていることから、会報誌についても電子化を引き続き検討していただきたい。	意見	147
第2 各事業の検証(情報システム関連)			
2 各システムの検証			
19	(ID の操作権限について) 入力のみ的一般権限がなく、子ども・子育て支援システム「こあら」、施設等利用給付システム「ひつじ」の ID パスワードは共通であり、片方だけログイン可能になる仕様は存在しないことから、普段の業務に必要な範囲を超えた権限付与が行われている。	指摘事項	161
20	(管理者権限の管理について) 管理者権限が付されている ID について、パスワードの「定期変更、入力回数制限等のセキュリティ機能を強化」を行っていない。	指摘事項	161
21	(パスワードについて①) 人事異動等に伴い、ID のパスワードの初期化を行い、新担当者に初期パスワードを通知し、初回ログイン時に初期パスワードを複雑化の要件を満たした新パスワードを設定するよう指示しているが、複雑化された新パスワードに変更されたかどうかの確認は行っていない。	指摘事項	161
22	(パスワードについて②) 令和7年度に移行予定の標準準拠システムでは、パスワードポリシーに準拠しないパスワードは、そもそも受け付けない仕様にする等、セキュリティ対策がより確実に実行されるような体制にすることを検討されたい。	意見	161
23	(プログラム変更管理について①) ベンダーより保育育成課担当者へ電子メールにてバージョンアッププログラムを受信、実行することでバージョンアップが完了するが、バージョンアッププログラムの実行時に関係者間での実行操作承認行為等はなく、変更履歴の作成は行っていない。	指摘事項	162
24	(プログラム変更管理について②)	意見	162

概要版

	令和7年度に移行予定の標準準拠システムでは、関係者のアップデート承認操作が必要となる仕様にする等、セキュリティ対策がより確実に実行されるような体制にすることを検討されたい。		
第3 「山形市子ども貧困対策に係る計画」について			
1 山形市子どもの貧困対策に係る計画について			
25	(山形市子ども・子育て会議への報告・協議について①) 山形市子ども・子育て会議において、「山形市子どもの貧困対策に係る計画」の案について検討を行った第19回から、監査対象年度である令和5年度までに開催された第25回までの間、当該計画の事業の進捗・成果・課題の報告は行われていない。	指摘事項	178
26	(山形市子ども・子育て会議への報告・協議について②) 「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」、「山形市子どもの貧困対策に係る計画」の事業は多岐にわたるため、進捗報告・施策の修正等が遅れないよう、体制を見直す等の対応を検討されたい。	意見	179
27	(全庁横断的な連携体制について) 「山形市子どもの貧困対策に係る計画」では、こども未来部を主管とし、関係部課長会議により継続した共通理解を図り、庁内横断的な連携体制の下、施策推進を図ることになっているが、「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画に係る関係部課長会議」において、計画が策定された令和2年度から監査対象である令和5年度までの間、貧困は議題とはなっていない。	指摘事項	180
28	(支援事業に係る数値目標について) 「山形市子どもの貧困対策に係る計画」の数値目標のうち、高校進学率については、山形市全体の高校進学率を目標としているが、高校中退率の数値目標は山形県の高校中退率の平均値から乖離している。 計画の見直し時には、数値目標の策定方針について、改めて検討されたい。	意見	181
第4 その他の事項			
1 保育士の待遇改善			
29	(保育士に対するタイムリーな実態調査等の実施について) 社会環境の変化や価値観の変化により、ニーズは年々	意見	189

概要版

	変化していくと考えられるが、保育士に対する実態調査は、令和2年度に実施されて以降行われていない。保育士のニーズにマッチした待遇改善には現場の声をタイムリーに汲み取り、政策に取り込んでいく必要がある。		
30	(保育士のニーズ調査結果の事業計画への反映について) 市の子ども・子育ての事業の基本となる「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定する際に、就学前児童の保護者、就学児童の保護者及び20歳代・30歳代の市民に対してニーズ調査を実施しているが、保育士に対してはニーズ調査は行われていない。 保育サービスを提供する側である保育士のニーズ調査も実施して、子ども・子育て事業がサービスの利用者と提供者の両面からより良い制度となるよう、計画策定の際には保育士のニーズ調査の結果も考慮されたい。	意見	189
31	(紙おむつのサブスクサービスの導入について) 紙おむつのサブスクリプションサービスの導入に向けた検討として「おむつのサブスクリプション」に関するアンケートを実施しているが、アンケート結果を検討した結果、保育士にとってかえって負担が増大するとの判断から、当該サービスの導入を見送っている。 園単位の一括導入が可能である場合は、保育士の負担軽減が可能であるから、引き続き定期的にサービス導入に向けたアンケートの実施を検討されたい。	意見	191
2 児童福祉施設指導監査			
32	(指導監査の結果の公表について) 市では、指導監査の結果について独自に公表は行っていない。指導事項があった施設及び改善状況を市独自のホームページに記載したり、市報に掲載する等、広く施設の利用者及び今後利用を想定している者に周知でき、施設の選択の意思決定に利用できるような公表方法を検討されたい。	意見	211
33	(指導監査に係るこども未来課指導監査室の人員不足について) 令和5年度は令和5年6月から令和6年3月までの10か月間で監査を実施しているが、当該年度の実際の監査日程を確認したところ、1日に2か所の実地監査を行っている日が	意見	212

概要版

	多く、非常にタイトなスケジュールとなっており十分な人員が確保されているとは言い難い。 監査に係る作業には現地での作業に加え、事前の準備や事後の報告書の作成、指導事項のフォローアップ等もあり、現状の人員体制では、子どもを危険にさらすような状況を的確に指摘し改善を促すような十分かつ効果的な監査がなされないおそれがある。早急に人員体制の充実を図るべきである。		
34	(第三者評価の利用推進について) 第三者評価は、行政監査とは異なる視点からの評価となり、評価結果は、利用者・家族の有用な情報資源となりうる。また、市の実施する監査を補完する側面もある。 第三者評価を受けた施設についての給付額の加算額を増額したり、第三者評価を受ける際の費用について補助金を設ける等、当該制度の利用推進を図られたい。	意見	219
4 放課後児童クラブについて			
35	(放課後児童クラブ利用者に対する市独自の補助の拡大について) 教育扶助や就学援助を受給している世帯や、一定の所得未満の兄弟姉妹で放課後児童クラブを同時に利用している世帯以外にも、経済的な理由で放課後児童クラブを利用できていない家庭は少なくないと考えられる。 令和5年度の留守家庭児童における放課後児童クラブの登録児童数の割合は約7割にとどまり、3割程度は、一人で留守番をしている場合が多いと想定される。放課後児童クラブは福祉分野であるとする、市独自の補助がさらに拡大できないか検討されたい。	意見	234
36	(放課後児童支援員等の確保・定着について) 放課後児童クラブの職員である場合または放課後児童クラブの職員で育児休暇から復帰する場合には、保育施設の入所判定時に加点があり、保育施設の利用がしやすいような措置をとっている。採用活動の際には、当該事実の周知を図られたい。	意見	234
5 在宅育児の選択肢の提供			
37	(在宅育児の選択肢の提供①) 多様な保育需要が増加する中で、その需要に対する十	意見	242

概要版

	分な保育施設の確保が課題となっている現状では、給付費の市負担分に相当する額を上限に、一定額を家庭に直接給付することで、在宅育児に誘導する施策も検討されたい。		
38	(在宅育児の選択肢の提供②) 施策の有効性を検証するためにも、ニーズ調査の項目に「直接給付を望むか」のような内容を加えることを検討されたい。	意見	242
6 資産管理			
39	(備品の現物の確認①) 山形市理科教育センターおよび山形学園にて、備品の現物実査を行った結果、備品シールの貼り付けが漏れている備品が存在した。備品は、原則として1年以上使用する市の財産である。そのため、紛失、盗難等を防ぐ目的や、老朽化した備品を適切な時期で更新する目的から、備品番号や取得日等の情報を記載した備品シールを貼り付けの上、すべての備品を備品台帳に適切に登録すべきである。	指摘事項	246
40	(備品の現物の確認②) 使用見込みがない備品に関しては、備品を整理整頓して適切に管理するための労力を削減する目的から、適切な時期に廃棄することが望まれる。	意見	246
41	(備品の現物の確認③) 備品台帳には取得価格が0円と登録されている備品が複数含まれている。備品は一品の取得見積価格が5万円以上の物品と定義されており、また、寄付等によりを受けた備品の場合には、取得時の時価等を取得価格とすることが取り決められている。そのため、取得価格が0円(5万円未満)の備品については、取得価格を適正な金額に変更すべきである。	意見	246
42	(薬品の管理状況について) 薬品の日々の入出庫を記録している「薬品受払簿」には、薬品を出し入れした個数の記録はあるものの、薬品を出し入れした担当者名の記録や、在庫数を点検した担当者の記録がない。薬品の盗難、紛失及び漏洩を防止する観点、また仮に盗難等の事実が確認された際の管理責任の所在を明確にする観点から、「薬品受払簿」を紙に印刷の	指摘事項	248

概要版

	上、「受領印」欄及び「点検印」欄に適切に押印すべきである。		
--	-------------------------------	--	--